

「生産緑地法施行令の一部を改正する政令案」について

1. 背景

生産緑地法（昭和49年法律第68号）では、生産緑地地区内における建築等の行為について、農地が有する環境機能等の維持・保全を目的として、市町村長の許可を受けなければならないと定められているが、通常管理行為や軽易な行為に加えて、生産緑地において農林漁業を営むために行う施設の設置・管理に係る一定規模以下の行為については許可不要とされている。

令和6年11月8日に「都市緑地法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第40号）が施行され、都市における緑地の質・量の両面からの確保をより一層推進していくこととしているところ、貴重な都市緑地である生産緑地地区についても、その機能の維持・保全のより一層の確保を図るため、行為制限の適用除外となる行為を見直す必要がある。

2. 改正の概要

生産緑地法施行令第6条第3号を改正し、許可を不要としている行為のうち、休憩所・加工工場・直売所・レストラン等の施設の設置・管理に係る一定の行為について、市町村長の許可の対象とする改正を行う。

なお、今般の改正により新たに許可が必要となる行為のうち、施行日の時点で既に着手していたものについては、改正前と同様に許可を不要とする経過措置を設けることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年4月上旬

施 行：令和7年5月上旬